

申告相談に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします

ことしの申告相談も新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだうえで開催します。来場される皆さんも、感染症対策等にご協力をお願いします。

■申告相談会場での対策について

- ・申告相談を受ける机には、職員との間に透明の仕切り板を設置します。
- ・待合スペースのイスの間隔を広げます。
- ・会場内を定期的に換気します。

■申告相談へお越しになる場合をお願いしたいこと

- ・相談時間を短縮できるよう、農業・営業所得や医療費等の事前計算にご協力をお願いします。
- ・マスクの着用や手指の消毒にご協力をお願いします。
- ・体調が悪い場合は、来場をお控えください。
- ・給与所得者の方は、年末調整で控除できる項目を整理し、確定申告時の控除項目が最小限となるようご協力をお願いします。

【今年度からの取り組み】 密の回避、待ち時間の短縮のため受付時間の変更と人数制限を行います。

受付人数：1日当たり120人(日曜日は150人)

受付時間：「広報美郷令和5年1月号」または個別に通知する「町民税・県民税申告の手引き」をご確認ください。

必要書類の準備を進めましょう

■書類の事前整備をお願いします

農業・営業を営んでいる方、不動産収入のある方は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する「収支計算」により申告することになります。収支計算では、収入金額や必要経費が分かる書類(出荷証明書や領収書など)に基づいて所得金額を計算することになりますので、お早めに書類の整備と記帳をお願いします。

なお、農業所得の収支計算に利用できる農業用収支計算ノートについては町ホームページからダウンロードできますので、こちらをご活用ください。

※農業法人に加入している方は、法人からの源泉徴収票や従事分量配当などの必要書類をご準備ください。

■医療費控除の適用を受ける場合は「明細書」を事前にご準備ください

平成29年分以降の確定申告から、領収書の添付(提示)に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、領収書については税務署から提出等を求められる場合がありますので、確定申告期限から5年間はご自宅で保管してください。

※医療費控除の適用を受ける場合は、「医療を受けた人」「医療機関(薬局)」ごとに支払った医療費を事前集計したうえでご来場ください(事前集計していない場合は待合スペースでご記入いただきます)。

町で行う申告相談の日程は「広報美郷令和5年1月号」でお知らせします

国税電子申告・納税システム「e-Tax」をご利用ください

国税電子申告・納税システム[e-Tax]では、確定申告書等の作成・送信が、お手持ちのパソコンやスマートフォンから行うことができます。これにより、確定申告書を税務署へ郵送・持参する手間がなくなるほか、書類の添付を省略することができます。また、郵送等の場合と比べ、e-Taxを利用した場合の還付が早いなどの特長もあります。

e-Taxは国税庁ホームページより利用できますので、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、この機会にe-Taxをご利用ください。

■利用方法について

マイナンバーカードに加え、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンどちらかをお持ちであれば、自宅から簡単にe-Taxを利用できます。

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、税務署が発行するIDとパスワードによりe-Taxを利用できます。IDとパスワードの発行を希望される場合は、**希望者本人**が運転免許証等の本人確認書類をお持ちになり、最寄りの税務署の総合窓口で手続きをしてください。

e-Taxに関するお問い合わせ 大曲税務署 ☎0187(62)2191

問●町税務課 ☎0187(84)4902

マイナンバーカード取得申請と マイナポイント設定のサポートを受けられます



イオンモール大曲内にある「自治体スマートカウンター(みんなの窓)」では、マイナンバーカードの取得申請サポートを行っています。土・日曜日、祝日も申請できますので、お買い物のついでにぜひご利用ください。また、マイナポイントの設定サポートも受けられますので、カードをお持ちの方もご利用ください。

期 間◆令和5年3月31日(金)まで

(12月29日から翌年1月3日までの期間を除く)

受付時間◆午前10時～午後8時(土・日曜日、祝日含む)

場 所◆イオンモール大曲2階 フードパーク出入口付近

利 用 料◆無料



問●自治体スマートカウンター(みんなの窓) ☎0187(66)0660
町 民 生 活 課 戸 籍 年 金 班 ☎0187(84)4903

美郷町雇用促進支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用環境の維持を図ることを目的として、町民を雇用する企業等を支援します。

■給付対象者

令和4年4月1日以降に、次に該当する町民を新たに正社員(雇用期間の定めなし、1週間の所定労働時間が30時間以上)として、6カ月間雇用継続した町内に事業所を有する個人または法人

- ①新卒者(高校、大学などを卒業して3年以内の未就職者)
- ②中途採用者(60歳未満の方)
- ③移住者(10年以上町外に居住した60歳未満の方)
- ④新型コロナウイルス感染症の影響による離職者(60歳未満の方)
- ⑤国のトライアル雇用助成金支給決定者(60歳未満の方)

■交付額

- ①1人につき30万円
- ②～⑤1人につき15万円

■申請方法

正規雇用してから6カ月以後に、必要書類をそろえて町商工観光交流課へ申請してください。

■申請期限

令和5年3月31日(金)

必要書類

- ・美郷町雇用促進支援金給付申請書
 - ・履歴事項全部証明書(法人)
 - ・事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類(個人事業主)
 - ・支援金対象者調書
 - ・事業者雇用状況証明書
 - ・雇用契約書または労働条件通知書の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ・出勤簿等の写し
 - ・賃金台帳の写し
 - ・納税証明書
 - ・新卒者、移住者または新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された者に該当する場合は、そのことを証する書類
 - ・トライアル雇用助成金の支給決定を受けた者に該当する場合は、そのことを証する書類
 - ・支援金振込口座(通帳)の写し
- ※申請書は町商工観光交流課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

節電にご協力をお願いします

ことしの冬の電力供給は、全国的に厳しくなることが予想されています。さらに、昨今の経済情勢による燃料価格の高騰や生活必需品の値上げなどを踏まえ、無理のない範囲で節電・省エネにご協力をお願いします。節電に取り組んでいただくうえで、家計を応援する特典など参考になる情報を、町ホームページ(右記二次元コード)で紹介しています。ぜひご利用ください。

